

第1 福祉・介護人材について（福祉基盤課）

1 福祉・介護人材確保対策について

（1）福祉・介護人材確保の現状と課題

高齢化の進行、世帯構成の変化、国民のライフスタイルの多様化などにより、国民の福祉・介護ニーズがますます拡大している一方で、生産年齢人口の減少に伴い、労働力確保が重要な課題になると見込まれている中、質の高い人材の安定的確保は喫緊の課題である。

※介護職員の将来推計 100万人（平成16年度）

→ 140万人～160万人（平成26年度）

現状においては、労働環境の厳しさ等により、

- ① 福祉・介護の現場では、従事者の離職率が高く、また、地域や事業所よっては人材確保が困難な状況にある
- ② 介護福祉士・社会福祉士の養成施設では、著しい定員割れが生じ、福祉・介護の仕事に参入する若者が減少している
- ③ 介護福祉士等の資格を有しながら、この分野で働いていない者が多数存在している

などの課題がある。

こうした中、平成19年8月に「福祉人材確保指針」を見直し、経営者、関係団体、国及び地方公共団体が連携し、それぞれの役割を果たすことにより、従事者の待遇改善や社会的評価の向上、質の高い人材の確保に努めることを明記し、これに沿って各般の取組を進めているところである。

（2）平成20年度第2次補正予算案及び21年度予算案

こうした状況を踏まえ、昨年10月30日の「生活対策」（新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）及び12月19日の「生活防衛のための緊急対策」（経済対策閣僚会議決定）に基づき、平成20年度第2次補正予算案及び21年度予算案が編成された。

平成21年度の介護報酬改定においては、介護従事者の待遇改善を進める

観点から、プラス3%の改定を行うこととし、負担の大きな業務や専門性の高い人材への評価を行うこととされたところである。

これに加えて、平成20年度補正予算案では、福祉・介護サービスへの人材の定着と参入を促進するための取組を総合的に支援する福祉・介護人材確保対策を講ずることとしたので積極的な取組をお願いしたい。

また、労働施策においても種々の関連施策が講じられる予定であり、効果的に実施されるよう特段のご配慮をお願いしたい。

ア 平成20年度第2次補正予算案

(ア) 介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充

介護福祉士等養成施設においては、近年著しい定員割れが生じており、福祉・介護分野への若い人材の参入が減少している状況にある。

介護福祉士や社会福祉士は、福祉・介護サービスを担う中核的な人材であることから、現在都道府県が実施している介護福祉士等修学資金貸付制度に加え、都道府県が適当と認める団体がこの制度を行う場合の貸付原資及び貸付事務費を交付するとともに、貸付条件の緩和を図ることにより、介護福祉士等の資格取得を希望する若い人材の就学を促し、質の高い人材の確保・定着を図ることとした。

具体的な貸付条件等は、次のとおり予定している。

第2次補正予算案による対応		現行制度
予算額案	320億円	セーフティネット事業費補助金の195億円の内数
補助率	10/10(セーフティネット事業費補助金)	1/2(セーフティネット事業費補助金)
実施主体	都道府県が適当と認める団体 (都道府県社協等)	都道府県
貸付対象	・ 介護福祉士養成施設(1年課程) ・ 介護福祉士養成施設(2年以上課程) ・ 社会福祉士一般養成施設(1年以上課程) ・ 社会福祉士短期養成施設(6月以上課程) のいずれかに入学する者	・ 介護福祉士養成施設(1年課程) ・ 介護福祉士養成施設(2年以上課程) ・ 社会福祉士一般養成施設(1年以上課程) ・ 社会福祉士短期養成施設(6月以上課程) のいずれかに入学する者
貸付限度額	① 月額5万円 ② 入学準備金20万円(初回に限る。) ③ 就職準備金20万円(最終回に限る。)	月額3.6万円
返還方法	都道府県が設定する期間内に、都道府県が設定する金額を返還	貸付を受けた期間に相当する期間内に、毎月3.6万円を返還

返還免除	① 養成施設等の卒業の日から <u>1年</u> （国家試験に不合格となった場合等には3年）以内に、 ② 貸付を受けた都道府県の区域内において ③ 受験資格の対象となる介護又は相談援助の業務に従事し、 ④ 以後5年間当該業務に従事すること	① 養成施設等の卒業の日から <u>1年</u> 以内に、 ② 貸付を受けた都道府県の区域内において ③ 介護福祉士の場合には受験資格の対象となる介護等の業務に、社会福祉士の場合には受験資格の対象となる相談援助の業務に従事し、 ④ 以後7年間当該業務に従事すること
貸付事務費	交付された資金の中から年間600万円以内の範囲で取崩し可能	なし

(イ) 福祉・介護人材の参入・定着の促進（障害者自立支援対策臨時特例交付金）

福祉・介護分野での人材確保の厳しい状況等を踏まえ、都道府県に造成されている「障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金」を平成23年度まで延長するとともに、新たに4つの対象事業を追加し、福祉・介護人材の参入・定着の取組を推進することとした。

なお、今回の措置は定額補助(10／1.0)により行うこととしている。

○ 進路選択学生等支援事業

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士の養成施設に専門員を配置して、高校、中学校等を訪問し、学生・教員等へ福祉・介護の仕事の魅力を伝達し、将来的な福祉・介護の仕事の選択を促すよう相談・助言及び指導等を行うとともに、地域住民に対して福祉・介護に関する意識啓発のための取組を実施することなどにより、福祉・介護の仕事を目指す学生等を支援する。

○ 潜在的有資格者等養成支援事業

福祉・介護サービスに就業していない介護福祉士等の潜在的有資格者に対する再就労のための研修や、高齢者、主婦層、地域住民等の福祉・介護分野への参画を進めるための研修等を通じ、新たな人材の参入・参画を促進する。

○ 複数事業所連携事業

福祉・介護サービスを提供する小規模事業所等は、効率性の問題などから求人や広報、研修等を自ら実施することが困難な場合があるこ

とから、複数の事業所がネットワークを形成し、共同による求人活動、合同研修によるキャリア開発等を行い、事業所間連携により人材の確保・育成を図る。

○ 職場体験事業

福祉・介護の仕事に关心を有する者に対し、職場を体験する機会を提供し、実際の職場の雰囲気やサービス内容などを直接知ることができる環境をつくり、人材の参入を促進する。

【平成20年度第2次補正予算案における関連事業】

○ 介護報酬改定による介護従事者の待遇改善 1,154億円（老健局）

平成21年度の介護報酬改定（プラス3%）等により介護従事者の待遇改善を図ることとしつつ、それに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制する。

○ 介護人材等の緊急確保対策の実施

① 介護福祉士等修学資金貸付事業の拡充 320億円（社会・援護局）

② 福祉・介護人材の参入・定着の促進 205億円（社会・援護局）

- ・ 進路選択学生等支援事業
- ・ 潜在的有資格者等養成支援事業
- ・ 複数事業所連携事業
- ・ 職場体験事業

（障害者自立支援対策臨時特例交付金855億円の内数）

③ 介護人材確保職場定着支援の拡充（制度要求） （職業安定局）

・ 介護人材確保職場定着支援助成金の拡充

介護労働者の確保・定着及び年長フリーター等の雇用情勢の改善を図るため、介護業務未経験者のうち年長フリーター等を雇い入れ、6ヶ月以上定着させた事業主に対して、通常の介護関係業務未経験者を雇い入れた場合よりも助成額を引き上げる。（1年間で50万円→100万円）

・ 介護労働者設備等整備モデル奨励金（仮称）の創設

介護労働者の作業負担軽減のため、厚生労働省の認定を受けた導入・運用計画に基づき、事業主が介護補助機器（移動リフト等）を導入した場合に、その導入に係る経費の1/2（上限250万円まで）を助成する。

④ 母子家庭の母の介護福祉士・看護師等の資格取得支援 1.3億円

（雇用均等・児童家庭局）

母子家庭の母の自立促進のために、介護福祉士・看護師等の資格取得を支援する高等技能訓練促進費の支給期間の延長を行う。

修業期間の最後の1/3の期間（上限12か月） →

修業期間の後半の1/2の期間（上限18か月）

イ 平成21年度予算案

福祉・介護人材確保対策をさらに推進するため、平成20年度第2次補正予算案による対応に加え、平成21年度予算案において、新規事業として「福祉・介護人材確保緊急支援事業」（補助率1/2）をセーフティネット支援対策事業費補助金により実施することとしたので、積極的な取組をお願いする。

○ 福祉・介護人材定着支援事業

人材定着支援アドバイザー（仮称）を配置し、就労して間もない従事者を訪問し、職場の労働環境や人間関係（メンタルヘルスを含む。）などに関する相談を行うとともに、相談結果を踏まえ、事業者への助言等を行うことにより、新規従事者の定着を支援する。